



報道発表資料

山形労働局発表

令和元年6月13日（木）

【照会先】

山形労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 門脇 啓一

厚生労働事務官 西山 彩由実

（電話）023-624-8228

（FAX）023-624-8246

～次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業～ プラチナくるみん認定企業を決定！！

～プラチナくるみんマーク取得企業は **3社**～

山形労働局（局長 ^{かさい なおと} 河西 直人）では、次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」と言います。）に基づく特例認定（通称：プラチナくるみん認定）企業として、**株式会社荘内銀行**（本社：鶴岡市、代表取締役頭取 ^{うえの まさし} 上野 雅史）を令和元年6月4日に新たに認定いたしました。

プラチナくるみん認定は、次世代法に基づき、子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けた企業が、さらに高い水準の取組を行い、特例認定基準を満たした場合に、受けることができる制度です。

当局管内のくるみん認定企業数は、プラチナくるみん認定3社、くるみん認定42社（延べ50社）です。（これまでの県内認定企業等については資料1参照）



認定マーク（愛称：プラチナくるみん）

認定された企業は、このマークを商品、広告、求人広告及びホームページ等で表示することができ、「子育てサポート企業」として広くアピールすることができます。

下記のとおり、特例認定企業認定通知書交付式を行います。

◆認定通知書交付式

日時：令和元年6月17日（月）11：00～

場所：山形労働局 大会議室

株式会社荘内銀行

代表者	代表取締役頭取 <small>うえの まさし</small> 上野 雅史
事業内容	金融業
労働者数	1,407人（男性613人 女性794人）
所在地	鶴岡市本町1丁目9番7号
電話番号	0235-28-2419

●育児休業等取得率

- ・男性労働者：28.2%
（育児休業等をした男性労働者数／配偶者が出産した男性労働者数：24/85=28.2%）
- ・女性労働者：103.1%
（育児休業等をした女性労働者数／出産した女性労働者数：67/65=103.1%）

●行動計画

1 計画期間 平成28年2月1日～平成31年3月31日

2 行動計画の内容

- ① 育児休業に関する諸制度の内容の充実を図る。
 - ・育児休業期間の延長を検討する。
 - ・育児休業の一部有給休暇化を検討する。
- ② 男性従業員の育児参加推進に向け職場環境を整備する。
 - ・管理者に対し男性のワークライフバランスを推奨する意識の醸成を図る。
 - ・行内報による育児休業取得者の紹介等、社内へメッセージを発信する。

●行動計画取組結果

- ① 育児休業に関する諸制度の内容を充実させた。
 - ・育児休業期間を子の誕生月月末まで延長した。
 - ・休業当初5日間を有給休暇とした。
- ② 男性従業員の育児参加推進に向け職場環境を整備した。
 - ・「仕事と育児等の両立支援ガイドブック」、「父親の仕事と育児読本」を作成し、管理職に配布、行内ビデオニュースで周知した。
 - ・育休取得者とその上司のコメントを行内報にて紹介した。

添付資料

- 1 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業等の状況
- 2 子育てサポート企業の認定について
- 3 育児・介護休業法に基づく育児のための両立支援制度の概要